

熊本市公報

第1498号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

規則

- 熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則（第56号） 2771
- 熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則（第57号） 2773
- 熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部
を改正する規則（第58号） 2776
- 熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定
める規則の一部を改正する規則（第59号） 2777

訓令

- 熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第10号） 2778

規 則

規 則 第 56 号

令 和 7 年 8 月 29 日

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市税条例施行規則（昭和43年規則第48号）の一部を次のように改正する。

附則第4項各号列記以外の部分中「平成28年熊本地震」を「令和7年8月10日を災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用日とする豪雨災害（以下「令和7年8月豪雨」という。）」に改め、同項第1号中「係る住宅」の次に「（その居住に係るものを除く。）」を加え、「平成28年熊本地震」を「令和7年8月豪雨」に、「平成28年度分」を「令和7年度分」に、「平成28年4月14日」を「令和7年8月10日」に改め、同項第2号中「平成28年熊本地震」を「令和7年8月豪雨」に改め、「大規模半壊」の次に「中規模半壊」を加え、「平成28年度分」を「令和7年度分」に、「平成28年4月14日」を「令和7年8月10日」に改め、同号の表中

「

半壊に相当
するとき

」

を

「

半壊又は中 規模半壊に 相当する とき

」

に改め、附則第5項を次のように改める。

5 令和7年8月豪雨により著しく価値を減じた家屋に係る条例第50条第1項第3号の規定による固定資産税の減免の額は、第6条第3号の規定にかかわらず、当該家屋に対して課する令和7年度分の固定資産税額のうち令和7年8月10日以後に納期限の到来する税額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき 10分の10
- (2) 当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき 10分の6
- (3) 当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 10分の4

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市税条例施行規則附則第4項及び第5項の規定は、令和7年8月10日以後に申請のあった市民税及び固定資産税の減免について適用する。

規則第57号

令和7年9月5日

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

熊本市災害救助法施行細則（平成31年規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ウ中「350円」を「360円」に改め、同号エ中「福祉避難所（高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する）」を「法第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する）」に改め、同項第2号ア(イ)中「6,883,000円」を「7,089,000円」に改め、同表第2項第1号ウ中「1,330円」を「1,390円」に改め、同表第3項第3号アの表中

「

19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

」

を

「

20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

」

に改め、同号イの表中

「

6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

」

を

「

6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円
10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円

」

に改め、同表第13項第1号エを次のように改める。

エ 福祉サービスの提供

別表第1第13項第1号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

別表第1第13項を同表第14項とし、同表第12項第2号中「140,000円」を「143,900円」に改め、同項を同表第13項とし、同表第11項第4号ア中「3,600円」を「3,700円」に改め、同号イ中「5,700円」を「5,900円」に改め、同項を同表第12項とし、同表第10項を同表第11項とし、同表第9項第3号中「226,100円」を「232,200円」に、「180,800円」を「185,700円」に改め、同項を同表第10項とし、同表第8項第3号イ(ア)中「5,200円」を「5,500円」に改め、同号イ(イ)中「5,500円」を「5,800円」に改め、同号イ(ウ)中「6,000円」を「6,300円」に改め、同項を同表第9項とし、同表第7項を同表第8項とし、同表第6項第1号イ中「51,500円」を「53,900円」に改め、同項第2号イ(ア)中「717,000円」を「739,000円」に改め、同号イ(イ)中「348,000円」を「358,000円」に改め、同項を同表第7項とし、同表第5項の次に次の1項を加える。

6 福祉サービスの提供

- (1) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。
- (2) 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものであること。
- (3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うこと。
 - ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
 - イ 災害時要配慮者からの相談対応
 - ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
 - エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
 - オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）
- (4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号アからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号オの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費又は仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。
- (5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市災害救助法施行細則別表第1の規定は、令和7年7月1日から適用する。

規則第58号

令和7年9月11日

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則(平成29年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表熊本市新庁舎整備基本計画策定及び基本設計・実施設計等業務受託事業者選定委員会の項、熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務受託事業者選定委員会の項及び熊本市庁舎周辺まちづくりプラン(仮称)作成支援業務受託事業者選定委員会の項を削り、同表に次のように加える。

熊本市スタートアップ支援ファンド(仮称)無限責任組合員選定委員会	熊本市スタートアップ支援ファンド(仮称)に係る無限責任組合員の選定について、必要な事項を審議する。	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
----------------------------------	---	------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第59号

令和7年9月11日

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定める規則（平成12年規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条中「82万円」を「83万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第4条第1項の年金たる給付等を定める規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

訓 令

訓 令 第 10 号

令和 7 年 8 月 27 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成8年訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条農水局長専決事項の項に次の1号を加える。

- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条の2の規定に基づく緊急銃猟、同法第34条の3の規定に基づく緊急銃猟等のための土地の立入り等、同法第34条の4の規定に基づく安全を確保するための措置及び同法第34条の5の規定に基づく応援の要求等に関すること。

第10条動物愛護センター所長専決事項の項第21号中「(平成14年法律第88号)」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。